

# 終活で最後にすること

病院の支払い、葬儀、役所等への手続き、やり残したことの始末  
家財の片づけ、入居施設の解約手続き、家屋敷の始末  
家族に迷惑をかけたくないけれど、誰にこの仕事を託しますか？



死後には、上に掲げたいくつもの仕事が残された家族や関係者に降りかかります。誰がこの労力と時間の伴う仕事を行うのかを元気うちに決めて、了解を求めておく必要があります。

終活は期限の定まらない終焉のための準備ですから、この間に、脳血管障害、心疾患、糖尿病、認知症などの疾病や交通事故、自然災害などで、自分の意思を伝えられないことが起こることも想定しておくことも大事なことです。

葬儀やその他の仕事を「死後事務」と言います。遺言書を作り誰がそれを行うのか、「遺言執行人」を決めてもその仕事にかかる諸費用(原資)の準備は必要です。

安心安全に原資を担保する手段として「信託」(管理型)があります。原資を必要とすることが認められると、手続きを踏んで信託した金銭は、速やかに仕事を引き受けたもの(受託者)に引き渡されます。

信託された金銭は、金融庁のもとで信託会社や「死後事務」を受託したものに倒産などがあつた場合でも委託者(依頼者)に返還されます。



## 終活「死後事務」学習会

- 日時 2016年 4月 8日(金) 午後1時30分～3時30分 (質疑応答・懇談)
- 会場 浦和コミュニティセンター 第2集会室
- 内容 「死後事務委任契約」と「遺言信託」…信託を使う利点
- 講師 篠笛 弘一 株式会社 山田エスクロー信託 代表取締役
  
- 日時 2016年 4月19日(火) 午後1時30分～3時30分 (質疑応答・懇談)
- 会場 浦和コミュニティセンター 第6集会室
- 内容 遺言書に盛り込むこと・遺言執人・書き方など
- 講師 梶山 博史 株式会社 山田エスクロー信託 東京支店長

資料代 700円 定員 20名

申し込み 電話 048-855-1238 FAX 048-855-1006 Email office@npolec.org

主催 NPO法人ライフ・アンド・エンディングセンター・ぴこ倶楽部